

岡山商科大学と総社市との連携協力に関する協定書

(有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに、双方いずれから別段の意思表示がない限り、更に1年間本協定を更新するものとし、その後も同様とする。

岡山商科大学と総社市は、相互の発展に資するため、教育、福祉、まちづくり等の分野において協力するために協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、包括的な連携のもと教育、福祉、まちづくり等の分野において相互に協力し、地域社会の持続的な発展と人材育成に寄与することを目的とする。

(連携協力事項)

第2条 両者は、前条の目的を実現するために、次に掲げる連携協力を進めるものとする。

(1)教育、福祉の振興・発展のための連携

(2)人材育成のための連携

(3)地域づくり・まちづくりのための連携

(4)学術研究に関する連携

(5)相互の施設利用に関する連携

(6)その他両者が協議して必要と認める連携協力

(連携協力の推進)

第3条 前条に掲げる連携・協力事項の内容等については、両者協議し決定・実施するものとする。また、連携協力を円滑かつ効果的に進めるために、両者に窓口を設置し、必要な連絡調整を行う。

(その他)

第5条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、両者が協議し決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方署名の上、各自1通を保有する。

令和2年8月27日

岡山商科大学長

井 尻 昭 大

総 社 市 長

光 田 祐 一